

建設機械の安全対策と今後の取組について

矢野 公久

建設機械等に関連する建設労働災害（特に死亡災害）は、数年前の2割程度から1割の半ばまで下がってきてはいるが、依然として高い水準にあると認識している。

このため、機械施工技術の進歩によりあらゆる工事が機械化施工によって実施されている状況を踏まえ、その安全性を向上させ、建設機械等による労働災害を減少していくことは喫緊の課題である。このような状況から、国土交通省として建設機械施工に係る事故防止対策に関し、「建設機械」と「施工」に起因する事故を減少させるための具体策について検討を重ね、実行しているところである。

キーワード：建設機械、安全対策、事故、安全教育、リコール

1. 建設労働災害の現状

我が国の建設工事における建設労働災害は、平成8年度までは死亡者数が1千人を超える状況にあり、平成13年度には6割強となるまで減少しているが、依然として公共事業において、全産業の中で建設業の占める割合は約36%強と高く（図—1）、また、平成16年度において建設投資1兆円当たりの建設業における死傷者数は増加傾向に転じ（図—2）、建設業を取り巻く労働災害は予断を許さない状況となっている。

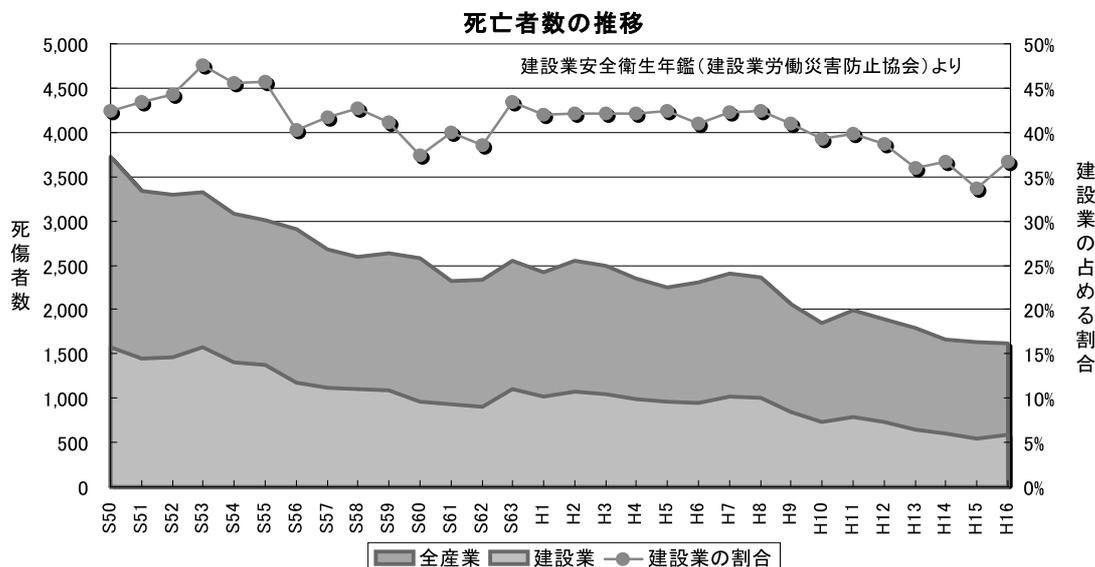
その中でも、建設機械の事故が占める割合は約

16%と高く（図—3）、より一層の対策の推進が望まれている。

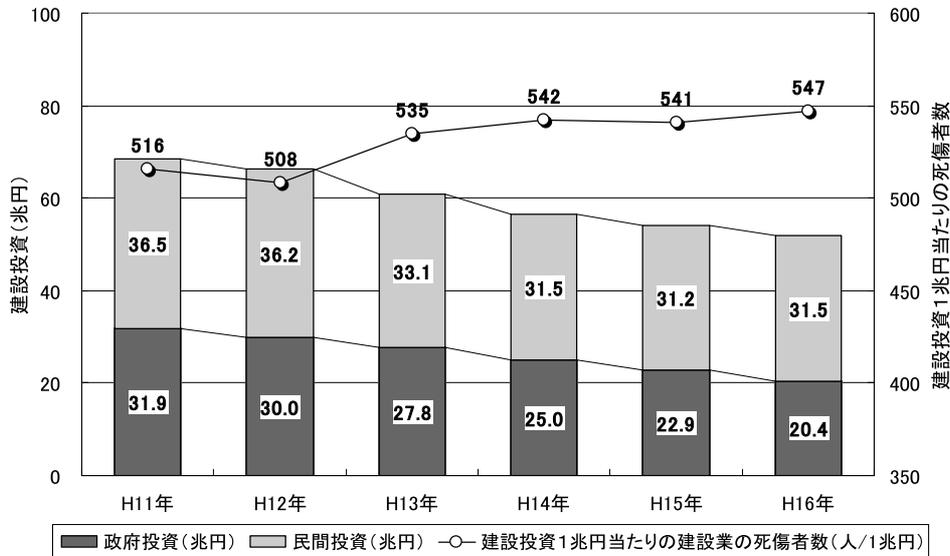
2. 安全対策の取組

(1) 「建設機械施工安全技術指針」の改正

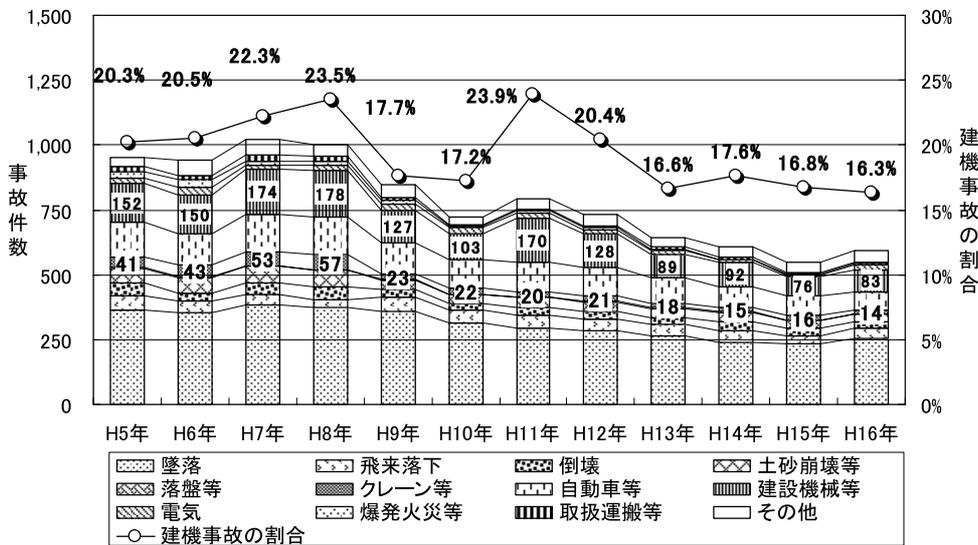
国土交通省では、平成6年に建設機械施工に関する安全に必要な技術的留意事項や措置を示した「建設機械施工安全技術指針」を策定し、建設現場における事故防止に努めてきた。しかしながら、昨今の事故事例において、狭小現場に対応させた超小旋回型バックホウの転倒や、クレーンの過負荷防止装置を施工上の煩



図—1 労働災害の発生状況 [死亡者数]



図一 建設投資と建設投資1兆円あたりの死傷者数



図二 建設業における事故原因別の事故件数

雑さから適切に使用せず、転倒事故に至ったケースが多くなっていることなど、近年の機械化施工による事故形態が変化している状況にある。

これらのことから、現状の施工現場との整合や建設機械化施工に関する新たな法・通達等との整合性を踏まえ、安全施工の速やかな対応を図るべく、年度内通知に向け平成17年3月に改正を行った。

(2) 建設機械施工安全マニュアル(案)の作成

請負契約の重層化から元請け、専門工事業者、オペレータの安全管理が一元化されていない傾向が見られることなどから、「建設機械施工安全技術指針」の改訂作業と同時に、発注者・請負者・専門工事業者及び建設機械メーカー等がお互いの安全管理の補完と安全施工に対する共通意識を持つことを主旨とした、「建

設機械施工安全マニュアル(案)」の作成を平成17年3月に作成した。

その内容については、主要な工種における標準的な施工手順に沿って安全確保のための留意点や措置手段などについてイラスト等を交えた構成としている。さらに建設現場の第一線で従事している現場技術者や職長等の方々に対し、記述内容や使い勝手についての意見を踏まえ、現場に即したものとした。

なお、本安全マニュアル(案)は、施工現場における事故発生要因の発見・対処に関して担当者を支援するものであり、個別の工事現場の安全対策を規定するものではない。

(3) 建設機械による安全施工のためのリコール対応
建設機械のうち「道路運送車両法」の適用を受ける

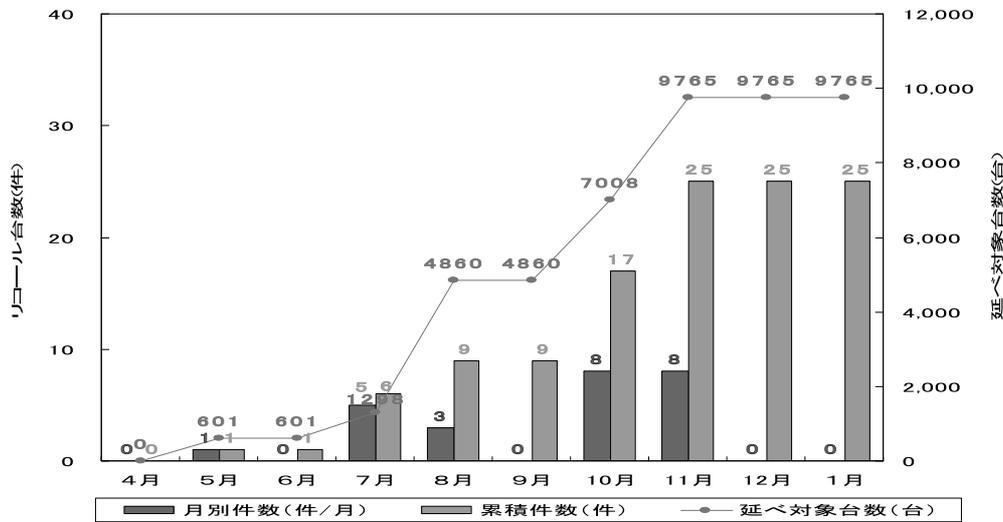


図-4 平成18年度の建設機械に関するリコール件数と対象台数

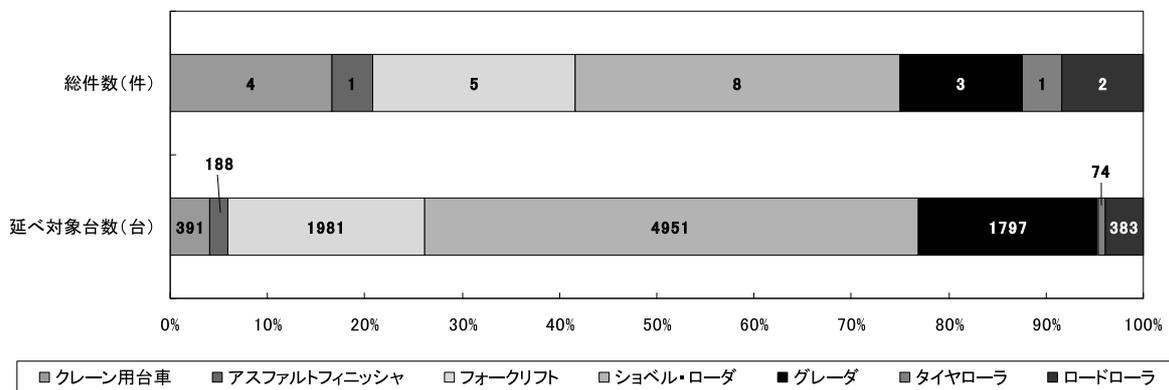


図-5 平成18年度の機械別におけるリコールの割合

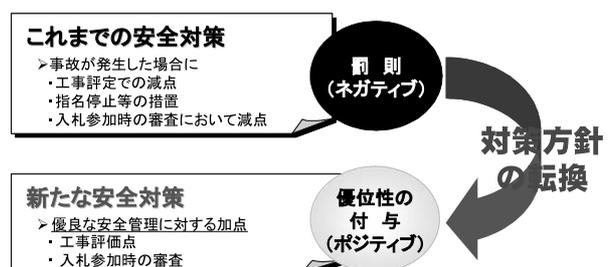
ものについて、機械の製造者が保安基準に適合しなくなるおそれを除くため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、法に定められた事項を国土交通大臣に届け出ることが義務づけられている（リコール制度、図-4、5）。

このリコール情報は、建設施工現場における機械施工の安全においても重要な情報であることから、平成16年12月にラフテレーンクレーンのリコール届出を皮切りに、施工現場における対象建設機械の使用に際し、事故防止の観点から正しい使用方法等についての周知を図っていただくよう関係者等に対し対応方お願いしたところである。今後もリコール届出のあった建設機械については、同様の対応を行っていくこととしている。この届出は、多岐に渡る内容であり、「建設施工における安全の確保」といった観点でそれらの情報に対応するため、建設施工における重大事故にあわせて、リコール情報に応じた対応方針を策定した。

3. 今後の取組

従来、建設工事事故を起こした場合、「工事成績評定点の10点減点」「指名停止等の行政処分」「入札参加の審査時での減点（指名審査）」など、罰則によって事故防止を図ってきた。しかしながら、近年、政府・民間ともに建設投資額が減少している中、建設投資額1兆円あたりの死傷者数は増加傾向にあり、前述の事後対策による事故防止対策の限界と考えられている。

今後の事故防止対策では、事業者自らが安全管理を強化するような事前対策による事故防止対策を推進す



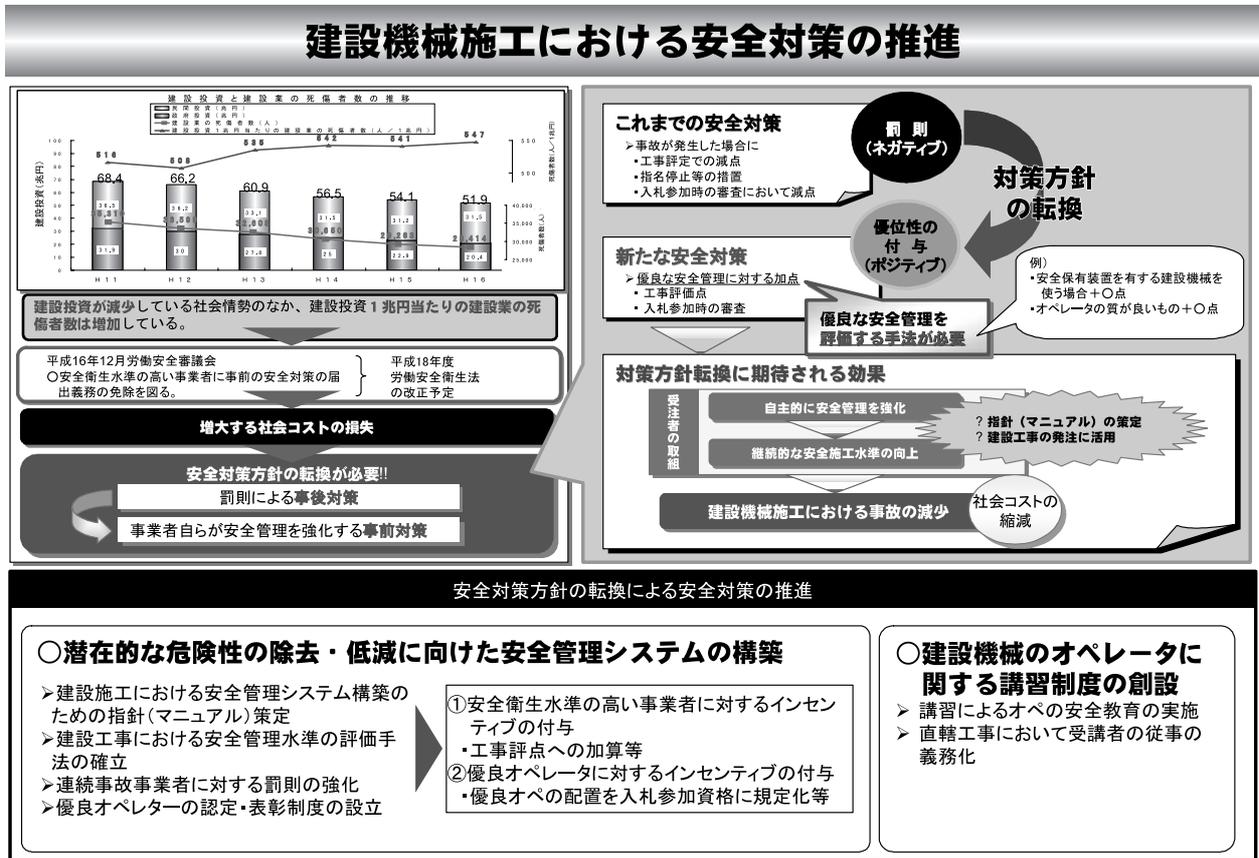


図-6

ることが重要である(図-6)。

(1) 受注者における自主的な安全衛生活動を促進する安全管理システムの構築

受注者における自主的な安全管理を促進することによる建設機械施工に係わる労働災害の低減を目的として、事業者の安全管理に関する評価方法を策定し、安全優良事業者への適切な支援などを行う事前対策を積極的に推進し、建設業における安全水準の向上を図る施策を検討する。

- ①建設工事における安全管理システムを構築するための指針(マニュアル)の策定
- ②建設工事における安全管理水準の評価手法の確立
- ③安全衛生水準の高い施工者に対し、工事評価点に加点を行う等のインセンティブの付与
- ④優良オペレータについて、認定・表彰制度の設立、入札参加資格等への規定化などのインセンティブの付与
- ⑤連続事故事業者に対する措置を入札参加資格等へ規定化し、悪質事業者に対する罰則を強化等

(2) 安全教育の徹底を図る取組

2005年4月10日に発生した基礎工事用建設機械の転倒事故など、建設施工現場における建設機械に関連する災害は後を絶たない状況となっている。

また、施工形態の変化やニーズに合わせた建設機械の改良開発等、建設機械のオペレータを取り巻く状況は日々変化し続けている。

しかし、建設機械のオペレータの資格については一部の資格を除き資格取得後の更新は定められておらず、オペレータの安全教育は各々の事業者にゆだねられており、最近の事故事例、改良開発された建設機械の潜在的リスク等建設機械のオペレータ特有の安全教育は十分であるとはいえない。

建設機械に関する労働災害の大きな要因である建設機械のオペレータについて、建設機械のオペレータに関する講習制度の創設や直轄工事におけるオペレータの資格要件に安全講習の受講を原則化するなど、安全教育の徹底を図る取組を強化することを検討し、建設機械に関する労働災害の防止を図る必要がある。

JICMA

[筆者紹介]
矢野 公久(やの ともしさ)
国土交通省 総合政策局建設施工企画課
施工調査係長